

平成20年(行コ)第347号 損害賠償等控訴事件

控訴人 脇本 征男 ほか79名

被控訴人 国

準備書面(1)

平成21年3月16日

東京高等裁判所第20民事部口係 御中

被控訴人指定代理人

名 島 亨	卓	
増 田 勝	義	
山 本 浩	光	
鳥 山 佳	則 (代)	
和 田 康	志 (代)	

被控訴人は、本準備書面において、控訴人らの平成21年2月18日付け準備書面(1)（以下「控訴人ら準備書面(1)」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 本件確認の訴え部分について

### 1 「歯科技工業務を独占的に行うことができる利益」が法律上の利益ではないこと

(1) 控訴人らは、歯科技工士法1条の目的、歯科医師法1条の目的、歯科技工士法3条等の免許制、同法17条1項の無資格者による歯科技工の禁止等により、「歯科技工業務を独占的に行うことができる利益」が法律上の利益として保護されている旨主張する（控訴人ら準備書面(1)第1の2(1)・2、3ページ）。

ア しかしながら、被控訴人の平成20年12月17日付け答弁書（以下「控訴審答弁書」という。）第3の2（3ないし5ページ）及び同第3の2(2)（3ページ）において引用した原審答弁書及び準備書面において詳論したとおり、「歯科技工業務を独占的に行うことができる利益」が法律上の利益として保障されていると解すべき根拠はなく、この点に関する控訴人らの上記主張は、独自の解釈というべきであるから、主張自体失当というべきである。

イ そもそも、歯科技工士法の趣旨及び目的は、飽くまでも、「歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与する」という公益の達成にあるし、同様に、歯科医師法の趣旨及び目的もまた、「歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する」という公益の達成にあるのであって、上記各法律が、これを超えて、「歯科技工業務を独占的に行うことができる利益」といっ

た事実上の利益を、個別的利益として保護していると解する余地は全くないというべきである。

ウ したがって、控訴人らの上記主張は失当である。

(2) また、控訴人らは、憲法14条1項により「歯科技工業務を独占的に行うことができる利益」を差別的取り扱ってはならないとされるから、法律上の利益として保護されるなどと主張する（控訴人ら準備書面(1)第1の2(2)及び(3)・3、4ページ）。

しかしながら、控訴人らの上記主張の趣旨それ自体は判然としないものであり、また、その点をおくとしても、そもそも、憲法14条1項により差別的取扱いが禁止されるということであるならば、それは、結局、「歯科技工業務を独占的に行うことができる利益」が法律上の利益として保護されていることを前提とするものであると解されるところ、上記(1)のとおり、かかる利益が法律上保護される利益に当たると解する余地はないのであるから、その限りにおいて、控訴人の上記主張は失当というべきである。

## 2 本件確認の訴えは、法律上の争訟に当たらず、確認の利益を欠く不適法なものであること

(1) 上記1のとおり、「歯科技工業務を独占的に行うことができる利益」が法律上の利益として保護されているとの解釈が成り立たない以上、本件確認の訴えが法律上の争訟に当たらず、確認の利益を欠く不適法な訴えであることは明白である。

したがって、本件確認の訴えが適法であるとする控訴人らの主張（控訴人ら準備書面(1)第1の3・4ないし6ページ）は、その限りにおいて、失当である。

(2) なお、念のため、控訴人らが、歯科技工に関し、国内における無資格者の歯科技工を禁止するにもかかわらず、海外における歯科技工を禁止する根拠としては、当該行政庁の合理的裁量しか根拠として挙げていないと主張する点（控訴人ら準備書面(1)第1の3(1)イ・5ページ）について検討すると、原審

被告の答弁書第4の4（15, 16ページ）において述べたとおり、そもそも、歯科技工士法は、国内における歯科技工に関して不当な規制ないし取扱いをしているものではないこと、また、国内における歯科技工と海外における歯科技工の問題について、いかなる規制を行うかはまさに立法府の裁量の範囲内に属する事柄であること、この点、補てつ物等の作成に係る制度は国によって様々であり、また国外で補てつ物等を作成する者の知識及び技術の水準も様々であるため、国外作成補てつ物等を用いることのみをもって、直ちに国内の歯科技工士との間において、不合理な取扱いとすることもできないこと、以上のとおりであって、被控訴人は、行政庁の裁量のみならず、立法府の裁量の問題である旨指摘していたのであるから、控訴人らの上記主張は、被控訴人の主張を正解しないものであって、失当である。

## 第2 本件国賠請求の点について

### 1 控訴人らの主張

控訴人らは、国賠法上の違法について、義務違反的構成について学説上批判も強く、①最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）、②最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）、③最高裁判所平成19年11月1日第一小法廷判決（民集61巻8号2733ページ）などの各判例は、当該根拠法規による保護が控訴人ら個別関係者の利益を公益と区別して直接に保護するという要件を要求していない旨主張する（控訴人ら準備書面(1)第1の4(1)・7ページ）。

### 2 本件国賠請求に理由がないこと

(1) しかしながら、控訴審答弁書第3の4（7, 8ページ）において述べたとおり、判例上、国賠法1条1項の「違法」が認められるためには、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反し、当該国民の法律上保護された権利利益を侵害したことが要件とされていると解されるところ、控

訴人らが挙げる上記判例についても、かかる要件を前提としているのである。

すなわち、上記①の判例は、「同法（引用者註：鉱山保安法）の目的、上記各規定の趣旨にかんがみると、同法の主務大臣であった通商産業大臣の同法に基づく保安規制権限、特に同法30条の規定に基づく省令制定権限は、鉱山労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである。」と判示するところからも明らかなどおり、鉱山保安法が、鉱山労働者の生命、身体を、反射的利益としてではなく個別的利益として保護することを前提としているのである。

また、同②の判例は、いわゆる水質二法（公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律）に係る主務大臣の権限が「当該水域の水質の悪化にかかわりのある周辺住民の生命、健康の保護をその主要な目的の一つとして、適時にかつ適切に行使されるべきものである。」と判示するところからも明らかなどおり、「権限行使によって受けるべき周辺住民の利益は、水質二法により法律上保護されたものであって、単なる反射的利益にとどまるものではないことは明らかと解される」（長谷川浩二・最高裁判所判例解説民事篇平成16年度（下）572ページ）ことを前提としているのである。

さらに、同③の判例は、いわゆる原爆二法（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律）に係る「被爆者についていったん具体的な法律上の権利として発生した健康管理手当等の受給権について失権の取扱いをするという重大な結果を伴う定めを内容とする。」と判示するところからも明らかなどおり、いわゆる原爆二法により認められる、被爆者の健康管理手当等の受給権という法律上の利益があることを前提としているのである。

以上の点からすると、控訴人らが引用する判例は、いずれも反射的利益で

はない、法律上保護された利益の侵害を前提とする事案であるのに対して、本件については、上記第1において再三論じたとおり、「歯科技工業務を独占的に行うことができる利益」が法律上保護されている利益であると解する余地はなく、上記各判例とは事案を全く異にするものである。

したがって、上記各判例を根拠に法律上保護された利益の侵害を不要とする控訴人らの上記主張が失当であることは明白というべきである。

### 第3 結語

以上の次第で、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。